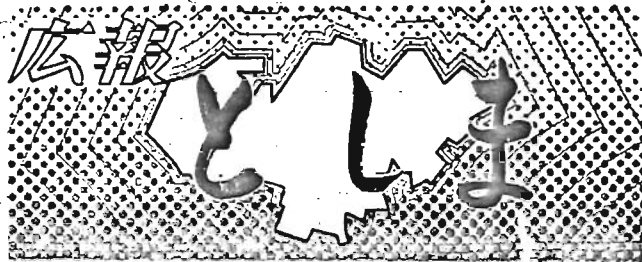


第251号
昭和46年2月1日発行

世帯と人口
1月1日現在

前月比
人口 327,522 (-379)
男女 163,923 (-229)
163,599 (-150)
世帯数 136,831 (+109)
(住民基本台帳による)



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋1-18-1 電話(981)1111 千170 編集 総務部広報課

区役所出張所の
会議室が利用できます

地域団体の会合用に第四、七、八、十、十一の五つの出張所にある会議室を無料で開放しています。利用時間は午後九時までですが、日曜・国民の祝日は除かれます。くわしいことは、所轄の出張所にお問い合わせください。

2・3月は税の月

正しい申告“笑顔で納税”

所得税・個人事業税・住民税(区民税)の

申告の時期となりました

受付は2月16日～3月15日まで

ことしはまた申告の時期となりました。正しい申告は公平な課税のもととなります。申告がおくれたり、おこたったりしますと、不利な取扱いを受けることとなります。みんなこぞって申告いたしましょう。

三税の共同説明会を開きます

税務署・都税事務所・区役所の共催による共同説明会を、下記の日程で開催します。お近くの会場までおそい合わせのうえおいでください。

三税の申告手続きについて

☆：申告期間は、二月十六日(火)から三月十五日(月)までですが、例年三月十日以降は窓口が非常に混雑し、ご迷惑をおかけしますので、お早目に申告してください。

☆：所得税の確定申告書を出された方は、住民税・個人事業税の申告書を出さなければならないが、確定申告書の「住民税・事業税」に関する事項(欄)の所要事項の記入を忘れないうようお願いいたします。

☆：税務署で納税相談の結果、所得税の確定申告書を出す必要がなくなった方は、必ず住民税・個人事業税の申告書をしてください。税務署内に住民税と個人事業税の相談窓口が設けられ申告書を用意し、係員がお待ちしております。

月日	時間	会場	所在地	交通機関
2月16日(火)	午後1時30分～4時	長崎厚生会館	長崎二丁目27-18(第六出張所)	西池袋駅 池袋駅西口
2月17日(水)		豊島区立青年館	池袋2-1-1,035(第三出張所)	池袋駅西口
2月18日(木)		巣鴨厚生会館	巣鴨三丁目15-20(第一出張所向側)	巣鴨駅
2月19日(金)		豊島振興会館	東池袋一丁目19-1	池袋駅東口

特別区民税・都民税(住民税)の申告

★申告をしなければならぬ方は
ことしの一月一日現在豊島区に



住所があり、かつ前年中に所得があった方で、あなたの合計所得金額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除の合計額を超える場合は、所得税の確定申告をされる方、または給与所得のみで、勤務先から給与報告書が提出されている方は、この申告書を出す必要はありません。

以上申告しなければならぬ方以外の場合も、申告義務がないのか、申告をお忘れになっているのか、区別がつかまないので、昨年度の所得状況についてこの申告書を利用してご連絡くださるようお願いいたします。

なお、この連絡が「国民年金」「児童手当」などの福祉関係事務

の資料にもなります。また、学生・病休療養・家事手伝いなどで、全く収入のなかった方も、申告書の裏面にその状況をくわしく書いてお出しください。後日調査などにお伺いすることもありません。ぜひご協力ください。

★配当所得のある方は
昨年中に所得税の源泉分離課税を選択した配当所得については、住民税では源泉徴収制度がありません。ただし、小額配当所得(一銘柄一年一回の配当の場合五万円以下、年一回の配当の場合は一回について二万五千円以下)は申告する必要があります。

給与所得者で雑損・医療給付の申告をする方は

給与所得者で特別徴収の方法により住民税を納める方で、昨年中に火災、風水害、盗難などにより損害を受け、雑損控除または医療費の支出に医療費控除を受ける場合、申告書を出してください。この申告書は区役所課税課に備え付けてありますのでご請求ください。

★申告書の提出先

区役所課税課 3月15日まで
および出張所

出張所には三月十一日から、課税職員が出張受け付けいたしておりますので、働き方などで不明の場合は、この期間を利用してください。

なお、申告書は二月中旬に郵送いたしますが、万一未着・紛失などの場合は、区役所課税課またはもとよりの出張所に「請求」ください。

電話でのお問い合わせは区役所 111-121(内線241)2530へ。

所得税の納税は……

二月十六日から三月十五日までの間にすませてください。

なお、三月十五日までに「第3期分の税額」の5%以上の金額を納税されますと、その残りの金額は五月三十一日まで延納することができます。この場合には、確定申告書一面の「延納の届出」欄に必要事項を記入してください。

◆添付書類をお忘れなく……
医療費、小規模企業共済掛金、生命保険料、損害保険料、寄附金または住宅貯蓄の控除を受けられる人は、これらの控除を受ける金額を支払った、または積立などをしたことを証する書類を、さら

個人事業税の申告は

個人で物品販売業、製造業など所得税における通常「営業」(第一種事業)を営んでいるかた、理容業、医業などの自由業で所得税における通常「その他事業」(第二種事業)を営んでいるかた等については、年間の所得が課税の対象となりますが、前年の所得から差引いた残りの所得に課税されます。

なお、この法改正が行なわれた場合は、それにより現行はつぎのとおりです。

▼所得税の確定申告書を出さなくてはならない個人事業税の申告書は必ず出して下さい。ただし、

▲主計控除、事業専従者控除などを差引いた残りの所得に課税されません。

▲豊島区内と他府県とに事業所があるかた、および、第一種事業と第二種事業とを兼営しているかた、ならびに開業医のかたは明細書をお出しください。各用紙は税務事務所の個人事業税係にありますからお申し出ください。

電話でのお問い合わせは豊島税務事務所 111-121(一)へ。

5・15・25の日は 相談日

昭和45年分の確定申告書から電子計算機により処理されることになった関係上、申告と納税にあたっては、税務署からお送りした申告書用紙および納付書用紙をかならずご使用願います。万一書き損じなどの場合には、できれば書き損じした申告書用紙をご持参のうえ、税務署で申告書用紙と納付書用紙を再発行していただくようお願いいたします。また納付書も納付書がそなえつけてありますので、それをご使用ください。この場合納税者番号をお忘れなく(記載)

◆とくにお願いしたいこと……

昭和45年分の確定申告書から電子計算機により処理されることになった関係上、申告と納税にあたっては、税務署からお送りした申告書用紙および納付書用紙をかならずご使用願います。万一書き損じなどの場合には、できれば書き損じした申告書用紙をご持参のうえ、税務署で申告書用紙と納付書用紙を再発行していただくようお願いいたします。また納付書も納付書がそなえつけてありますので、それをご使用ください。この場合納税者番号をお忘れなく(記載)

◆還付の申告はお早めに……

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

個人で物品販売業、製造業など所得税における通常「営業」(第一種事業)を営んでいるかた、理容業、医業などの自由業で所得税における通常「その他事業」(第二種事業)を営んでいるかた等については、年間の所得が課税の対象となりますが、前年の所得から差引いた残りの所得に課税されます。

▲主計控除、事業専従者控除などを差引いた残りの所得に課税されません。

▲豊島区内と他府県とに事業所があるかた、および、第一種事業と第二種事業とを兼営しているかた、ならびに開業医のかたは明細書をお出しください。各用紙は税務事務所の個人事業税係にありますからお申し出ください。

電話でのお問い合わせは豊島税務事務所 111-121(一)へ。

▼各種控除額については、事業主控除額として年間32万円、専従者控除として青色は専従者給与額、白色一人15万円となっています。

▼豊島区内と他府県とに事業所があるかた、および、第一種事業と第二種事業とを兼営しているかた、ならびに開業医のかたは明細書をお出しください。各用紙は税務事務所の個人事業税係にありますからお申し出ください。

電話でのお問い合わせは豊島税務事務所 111-121(一)へ。

▼事業所得額が事業主控除額以下のかたでも損失の繰越控除(青色)・被災事業用資産の繰越控除(白色)・譲渡損失の繰越控除(青色)を受けたかたは、毎年連続して申告してください。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。

この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。

この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。

この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。

この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。

確定申告をしないでよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納税の過ぎになっていく人は、還付を受けるための申告書を出してください。

この申告書は、二月十五日以前でも税務署で受け付けていますからできるだけ早めに申告して税金の還付を受け付けてください。

なお、おわかりにならない点は、左記へお気軽にご相談ください。
豊島税務事務所 111-121(一)。



建築基準法が改正されました

昭和四十六年一月一日から建築基準法の一部が改正されました。これから建築される方は改正点に充分ご注意ください。

Table with columns: 床面積 (Floor Area), 手数料 (Fee). Rows show fee amounts for different floor area ranges from 30m² to 50,000m²+.

法の改正点その他お問合わせは建築公害部建築指導係(内線371)までどうぞ。なお、建築確認手数料もつぎのように改正されました。

公益質屋の貸付限度額が10万円に... 米飯提供業者の方 登録を忘れなく

区議会議員選挙

立候補予定者の説明会

四月十一日執行予定の区議会議員選挙に関する立候補者説明会を開催します。

死亡した人 七万円、負傷した人 五万円、病気がかかった人 五万円

区立保育園の「零歳児は」生後6か月から

区民施設の使用料が改正されます



成人の日式典... 今年を振り返り、来年を期す。

官公所たより

★豊島区事務所から... 二月納期の都税は、固定資産税・都市計画税第四期分です。

★職業訓練生募集... 赤羽専修学校にてつぎのとおり四月入校生を募集。

募集... 区内在住者で軟式野球団体の選手・審判員を対象に2月21日午前10時から豊島区立第三区立体育館で開きます。

Table with columns: 科名 (Subject), 期間 (Period), 人員 (Staff). Lists various courses like 精密機械, 冷凍空調, etc.

告知版・こくちばん... 2月1日から4月28日まで区民センター5階の史料展示室で開いています。

告知版・こくちばん... 2月19日(金)午後1時30分から区民センターで開きます。

告知版・こくちばん... 2月22日(月)午後1時30分、2月23日(火)午後1時30分、2月24日(水)午後1時30分、2月25日(木)午後1時30分

区民施設の使用料が改正されます... 四月一日からつぎのように改正されます。

区立保育園の「零歳児は」生後6か月から... 保護者が家庭で養育日誌を記入していただくこと。

告知版・こくちばん... 2月19日(金)午後1時30分から区民センターで開きます。

告知版・こくちばん... 2月22日(月)午後1時30分、2月23日(火)午後1時30分、2月24日(水)午後1時30分、2月25日(木)午後1時30分

告知版・こくちばん... 2月22日(月)午後1時30分、2月23日(火)午後1時30分、2月24日(水)午後1時30分、2月25日(木)午後1時30分

告知版・こくちばん... 2月22日(月)午後1時30分、2月23日(火)午後1時30分、2月24日(水)午後1時30分、2月25日(木)午後1時30分